

県立学校通訳ボランティア研修（試行）
実施結果検証

2017年7月

RASCコミュニティ通訳支援センター
(Cots)

目 次

1	研修試行の趣旨	1
2	研修内容の検討	1
3	県立学校通訳学習項目	3
4	県立学校通訳ボランティア研修プログラム	6
5	県立学校通訳研修の試行	7
6	県立学校通訳研修受講者アンケートの結果	12
7	アンケートの結果を踏まえた考察	15
	参考資料編	17



2017年7月31日

RASCコミュニティ通訳支援センター (C o t s)

代表 西村明夫 (にしむら あきお)

E-mail info@rasc-cots.jp

HP <http://www.rasc-cots.jp>



1 研修試行の趣旨

以前から学校に派遣されている通訳ボランティアの複数から次の指摘があった。

- ・通訳謝金が増加しても、いくつもの学校が同時に依頼してくると、派遣できる通訳者の人数が足りなくなる。
- ・派遣コーディネート（事案に適する人を派遣すること）機能がないため、日程調整などで苦慮し混乱する。
- ・一部はM I C かながわの一般通訳派遣システム協働事業として派遣してもらっているが、M I C かながわでは、本体事業である医療通訳派遣事業を圧迫する状態に陥りつつある。
- ・通訳ボランティアの中には、教育関係の知識がない人、あるいは通訳倫理を知らない人などがおり、適切な通訳がなされていない。
- ・ME-NET がコーディネーターを派遣しているのは、特別枠と定時制だけなので、それ以外の学校に支援が届いていないなど問題がある。
- ・これまで小中学校に多かった外国つながりの子どもが、今後、高校に進学してくるので、急ぎ、高校で支援体制を整える必要がある。

この課題の解決には、次の取組が必要であると思われる。

- ・県立学校（高校、特別支援学校等）に適正な通訳者を派遣するため、派遣をコーディネートする仕組みの構築。
- ・適正な通訳者を派遣するため、選考試験を含んだ通訳研修の実施。

しかしながら、取り組みの財源の問題やボランティアに対して研修を義務化することの難しさなどから、一度にすべてを解決することは困難と考えられる。

そこで、医療通訳と学校通訳の支援活動をミッションに掲げるC o t sとしてできることから着手することとし、まずは、学校通訳研修の在り方の検討を行うこととした。

2 研修内容の検討

学校通訳者向けの研修は、全国でも例がなく、C o t sとしてもはじめての試みであるため、通訳者が最低限度、どんな知識や技術を有する必要があるか、専門知識を有する関係者によって検討する必要がある。

そこで、事前の準備会議を経て2018年11月にC o t s主催で「県立学校通訳研修検討会」を設置し、研修内容の検討を始めた。検討会の構成員は以下のとおりである。

[県立学校通訳者研修検討会構成員名簿] ※敬称略

専門分野	氏名	所属	職名
------	----	----	----

県立高校	石倉隆之	瀬谷養護学校	副校長
	島本篤エルネスト	多文化共生教育ネットワーク かながわ (ME-net)	ガイダンス事業代表
	高橋清樹	同上	事務局長
義務教育	藪崎千鶴子	同上	教育相談事業代表
特別支援学校	野中裕美	RASCコミュニティ通訳支援 センター (C o t s)	
通訳者	三木紅虹	同上	副代表
	霜村由美子	スペイン語通訳者、たぶんかフリー スクールよこはま講師	
その他	西村明夫	C o t s	代表
協力者	泉原正志	元 伊勢原養護学校	総括教諭
ボランティア	濱島晃司	C o t s	
	白玉 翠	同上	

同検討会は3回開催し、その議事概要は以下のとおりである。議事録は参考資料編に掲載したので参照されたい。

(1) 第1回県立学校通訳検討会議事概要

日 時：平成28年11月30日(水) 18時30分～20時30分

場 所：かながわ県民センター ミーティングルーム 601号室

出席者：検討会メンバー(別紙のとおり、藪崎氏は都合により欠席)

オブザーバー(神奈川県教育委員会：総務室、高校教育課)

スタッフ(神奈川県職員 浜島、白玉)

議 事

- ① 検討会開催の趣旨説明
- ② 県立学校通訳ボランティアの学習項目(学ぶべき知識・技術・倫理・心得)について
議論、検討
- ③ 県立学校通訳ボランティア研修プログラムの案について議論、検討
- ④ 学校通訳ボランティアが覚えるべき用語(400語程度を想定。次回までに整理)

(2) 第2回県立学校通訳検討会議事概要

日 時：平成29年1月12日(水) 18時30分～20時30分

場 所：かながわ県民センター パートナースイートルーム

出席者：検討会メンバー(別紙のとおり)

スタッフ(浜島、白玉)

オブザーバー(県教育委員会：総務室、高校教育課、特別支援教育課)

議 事

- ① 県立学校通訳ボランティアの学習項目について議論、検討
- ② 県立学校通訳ボランティア研修プログラムの案（2日間バージョン）について議論、検討、模擬通訳のシナリオ作成の担当者の決定
- ③ 学校通訳ボランティアが覚えるべき用語について議論、検討、用語集や辞書的なものを作成する方向に

(3) 第3回県立学校通訳検討会議事概要

日 時：平成29年3月2日（木） 18時30分～20時30分

場 所：かながわ県民センター パートナーシップルーム

出席者：検討会メンバー

スタッフ（浜島、白玉）

オブザーバー（県教育委員会）

議 事

- ① 研修で用いる各講義プログラム（講義案）について議論、検討
- ② 模擬通訳シナリオの内容について議論、検討
- ③ 県立学校通訳ボランティア研修のプログラムの内容について議論、検討
- ④ 県立学校通訳ボランティア研修の試行（募集人数、模擬通訳の言語、開催候補日、会場の確保）について議論、検討

3回の検討会の検討結果として、後述のとおり「県立学校通訳学習項目」と「県立学校通訳研修プログラム」を作成した。

3 県立学校通訳学習項目

県立学校の通訳業務で最低限度必要な知識・技術・倫理について、上記検討会の議論を経て、以下のとおり定めた。

1 知識

1-1 在住外国人の生活背景・多文化に関する知識

1-1-1 在住外国人の生活状況・在留資格に関する知識

・在留資格制度や日本語が不十分な児童生徒や保護者等の生活状況

1-1-2 児童生徒・保護者等の出身国・地域の文化に関する知識

・児童生徒や保護者等の出身国等の宗教、習慣、価値観の違いに関する知識・理解

1-1-3 児童生徒・保護者等の出身国・地域の教育事情に関する知識

・児童生徒や保護者等の出身国等の学校制度、教育事情、教育実践スタイル（日本との違い）に関する知識・理解

- 1-1-4 支援機関・団体に関する知識
 - ・各種支援機関・団体など、児童生徒や保護者等をサポートする機関の情報
- 1-2 県立高校に関する知識
 - 1-2-1 県立（公立）高校の受検・入学手続きに関する知識
 - 1-2-2 県立高校の種類・特色に関する知識
 - 1-2-3 県立高校の就学支援（奨学金など）手続き・経費に関する知識
 - 1-2-4 県立高校の教科・教育課程（カリキュラム体系、三修制など）に関する知識
 - 1-2-5 県立高校の成績・評価・評定・進級要件・卒業要件に関する知識
 - 1-2-6 県立高校の特別指導に関する知識
 - 1-2-7 県立高校の教員の役割分担体制・SW・SCに関する知識
 - 1-2-8 県立高校の学校生活・PTAに関する知識
 - 1-2-9 県立高校の施設・設備に関する知識
- 1-3 県立特別支援学校に関する知識
 - 1-3-1 県立特別支援学校の入学手続きに関する知識
 - 1-3-2 県立特別支援学校の就学支援手続き・経費に関する知識
 - 1-3-3 県立特別支援学校の教科・教育課程（カリキュラム体系）などに関する知識
 - 1-3-4 県立特別支援学校の評価に関する知識
 - 1-3-5 県立特別支援学校の児童・生徒指導に関する知識
 - 1-3-6 県立特別支援学校の教員の役割分担・医療系専門職（看護師、PT、ST等）に関する知識
 - 1-3-7 県立特別支援学校の学校生活・PTAに関する知識
- 1-4 保健・医療・福祉に関する知識
 - 1-4-1 健康診断・感染症・加害事故に関する知識
 - ・学校で受ける健康診断や身体測定に関する知識
 - ・インフルエンザ等の出校停止に関わる感染症に関する知識
 - ・加害事故による主なけがの知識
 - 1-4-2 障害特性・障害福祉制度に関する知識
 - ・障害特性に関する知識
 - ・障害者手帳や障害者支援制度に関する知識
- 1-5 進路に関する知識
 - 1-5-1 学校の進路指導のシステムに関する知識
 - 1-5-2 就職や労働事情に関する知識
 - ・就職先（業種、業務内容など）や労働事情（正規、非正規など）に関する知識
 - ・労働制度に関する知識
 - ・求職手続きに関する知識
 - 1-5-3 大学や専門学校への進学とその経費等に関する知識
 - ・大学受験に関する知識、大学授業料などの経費に関する知識
 - ・大学生活や大学卒業後の進路に関する知識
 - ・専門学校に関する知識（経費の知識を含む）
 - 1-5-4 障害者福祉制度における進路の知識

- ・福祉的就労に関する知識
- ・福祉施設に関する知識
- 1-6 学校の通訳制度に関する知識
- 2 通訳技術
 - 2-1 語学力
 - 2-1-1 対象言語の運用能力
 - ・対象言語の十二分な日常会話能力
 - 2-1-2 日本語の運用能力、日本語の読解能力
 - ・日本語の十二分な日常会話能力、日本語文章の基礎的な読解能力
 - 2-2 通訳の基礎技術
 - 2-2-1 相手の話を聞き・理解する力
 - ・集中力・リスニング力（聴解力）
 - ・会話の内容を的確に理解する能力
 - 2-2-2 相手の話を記憶する力、メモとり技術
 - ・短期的に会話を記憶し保持する力
 - ・メモとりの技術
 - 2-2-3 相手の話を伝える技術
 - ・十分な語彙、表現、構文、文法力
 - ・発音や声の質、場面に応じた伝達力
 - 2-3 通訳現場における実践的技術・ノウハウ
 - 2-3-1 通訳の中断・内容確認、会話整理
 - ・通訳中に会話の内容が理解できないときの中断
 - ・会話の内容があいまいなとき、話しの結論が不明確なときの内容確認の方法
 - ・児童生徒や保護者の態度急変時の対応ノウハウ、翻訳依頼への対応方法
 - 2-3-2 支援業務と通訳業務の区分ノウハウ
 - ・教員と通訳者の事前打ち合わせ機会の要請
 - ・児童生徒への支援活動業務と通訳業務の切り替えノウハウ
- 3 通訳者の倫理・心得
 - 3-1 基本的な人権の尊重
 - ・国籍、人種、民族、宗教、信条、年齢、性別及び性的指向、社会的地位、経済的状态、ライフスタイル、文化的背景、身体的精神的状態、健康問題の性質等にかかわらず、すべての人をかけがえのない存在として尊重し、公平に対応すること
 - 3-2 守秘義務とプライバシーの尊重
 - ・通訳業務で知り得た児童生徒の成績や生活状況、保護者等の収入などの秘密の保持
 - ・児童生徒や保護者等の意に反してプライバシーに踏み込まないこと
 - 3-3 客観性・中立性
 - ・通訳業務と支援活動業務の違いを理解し、通訳業務の場合は、通訳中に自分の意見や助言を入れ込まないこと
 - ・通訳に自分の価値観や主観を混ぜないこと

- ・通訳利用者の間に対立関係がある場合、どちらの味方にもならないこと
- 3-4 正確性
- ・通訳は、児童生徒や保護者等の文化的背景に考慮しながら行うこと
 - ・通訳は、通訳利用者の会話の内容を正確に行うこと
 - ・通訳者自身の体調が不十分であったり、専門外の通訳であったりする場合、安易に通訳業務を引き受けないこと
- 3-5 信頼関係の構築
- ・通訳者は、通訳利用者を尊重し、話しやすい態度を保つこと
 - ・傾聴スキルの習得、非言語コミュニケーションへの対応
 - ・相手を思いやる気持ちをもつこと
- 3-6 力関係への配慮
- ・通訳利用者と力関係が生じないようにすること
 - ・原則として通訳という立場を利用し通訳利用者から個人的な恩恵を受けないこと
- 3-7 関係支援機関・専門家等との連携・協力
- ・支援機関の職員や専門家との協力関係を大切にすること
 - ・児童生徒や保護者等からの相談などを一人で抱え込まないこと
-

4 県立学校通訳ボランティア研修プログラム

上述の検討会の議論を経て、「県立学校通訳学習項目」に基づく「県立学校通訳ボランティア研修プログラム」を作成した。研修の日数、各学習項目の研修時間数、担当講師を組み込んだものになっている。

研修対象者が多忙な通訳者であることから、研修日数が長くなると参加応募者がいなくなる可能性に配慮し、合わせて試行版という意味合いから、日数は2日間に絞り、各学習項目も、2日間の中の時間数を勘案し、重要度の高いものを割り当てた。その詳細は、以下のとおりである。

[県立学校通訳研修プログラム（試行版）]

□ 研修項目（[] 内は講師名）

■ 1日目

- (1) 10:00～10:05 研修趣旨の説明 [C o t s 西村明夫]
- (2) 10:05～12:00 県立高校の受検・入学手続き、種類、就学支援手続き・経費、教科・教育課程、進路、就職や労働事情に関する知識 [ME-net 高橋清樹]
- (3) 13:00～14:15 県立高校の成績・評価・評定・進級要件・卒業要件、特別指導、教員の役割分担体制・SW・SC、進路、進路指導システムなどに関する知識 [瀬谷養護学校 石倉隆之]
- (4) 14:25～15:40 県立高校の学校生活・PTA、施設、進学とその経費などに関する知識

[金沢総合高校 島本篤エルネスト]

- (5) 15:50～17:00 在住外国人の生活背景・多文化、通訳者の倫理・心得などに関する知識
[C o t s 西村明夫]

■ 2日目

- (1) 10:00～11:15 県立特別支援学校の入学手続き、就学支援手続き・経費、教科・教育課程、
評価、保健・医療・福祉、障害特性・障害福祉制度などに関する知識
[湘南養護学校、C o t s 野中裕美]
- (2) 11:25～11:55 保健・医療・福祉、障害者福祉制度における進路などに関する知識
[同 上]
- (3) 13:00～14:00 県立特別支援学校の児童・生徒指導、教員の役割分担・医療系専門職、学
校生活・P T Aなどに関する知識 [同 上]
- (4) 14:10～15:10 通訳の基礎技術（話を聞き・理解する力、記憶する力、メモとり技術、相
手の話を伝える技術） [C o t s、中国語通訳者 三木紅虹]
[スペイン語通訳者、たぶんかフリースクールよこはま講師 霜村由美子]
- (5) 15:20～16:50 通訳現場における実践的技術・ノウハウ(模擬通訳:中国語・スペイン語)
[同 上]
-

5 県立学校通訳研修の試行

各講師のスケジュールや講義の準備期間に配慮し、6月24日（土）、25日（日）として会場を調整した。しかしながら、安価で借りられる会議室は既にどこも予約が入っており、会場確保に窮することとなった。結果的に土日の会場を別々にせざるを得ず、受講者には不便を強いることとなった。

(1) 県立学校通訳研修の概要

- 開催日時 2017年6月24日（土）10時～17時 及び 6月25日（日）10時～17時
- 開催場所 6月24日（土）かながわ県民センター11階
6月25日（日）かながわ中小企業センター9階
(関内駅徒歩5分、横浜市中区尾上町5-80)
- 主催 R A S Cコミュニティ通訳支援センター（C o t s）
- 協力 多文化共生教育ネットワークかながわ（ME-net）
- 参加受講者数 27名

(2) 研修の実施内容

2日間のプログラムは、大きく分けて、ア. 県立高校に関する知識、イ. 県立特別支援学校に関する知識、ウ. 県立学校通訳業務の概要、エ. 県立学校通訳の倫理・心得、オ. 多文化に関する知識、カ. 通訳技術の基礎、キ. 模擬通訳の7つに分けられる。以下、順次その講義概要を記載する。また、そのうち、主な講義内容を「参考資料編」に掲載した。



ア. 県立高校に関する知識

高橋講師より「神奈川県「公立高校入学のためのガイドブック」」（県教育委員会・NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわ（ME-net）作成、日本語版）を使用し、県立高校の受検・入学手続き、種類などについて講義がなされた。また、付属資料などにより就学支援制度などに関して説明があった。

また、石倉講師より、県立高校の成績・評価・評定・進級要件・卒業要件、特別指導、教員の役割分担体制・SW・SC、進路、進路指導システムなどに関して講義がなされた。詳細な講義内容は参考資料編を参照されたい。

さらに、島本講師より、県立高校の学校生活・PTA、施設、進学とその経費などに関して講義がなされた。

イ. 県立特別支援学校に関する知識

野中講師より、県立特別支援学校の入学手続き、就学支援手続き・経費、教科・教育課程、評価、保健・医療・福祉、障害特性・障害福祉制度などに関する知識、保健・医療・福祉、障害者福祉制度における進路などに関する知識、県立特別支援学校の児童・生徒指導、教員の役割分担・医療系専門職、学校生活・PTAなどに関する知識などに関して講義がなされた。詳細な講義内容は参考資料編を参照されたい。

ウ. 県立学校通訳業務の概要

西村講師により以下の項目に関し講義を行い、学校通訳のアウトラインをつかんでもらった。詳細な講義内容は参考資料編を参照されたい。

- ①「学校通訳」の定義、②学校通訳のリスク、③学校現場の受入態勢

エ. 県立学校通訳の倫理・心得

西村講師により、学校通訳者の倫理・心得に関して説明があった。その中で、次のとおり、守秘義務など「やってはいけないこと・やるべきこと」を8項目にまとめて提示し、確実な順守を求めた。各項目の内容は参考資料編を参照されたい。

[県立学校通訳倫理基準]

- 1 基本的な人権の尊重
- 2 守秘義務・プライバシーの尊重
- 3 中立性・客観性
- 4 正確性
- 5 信頼関係の構築
- 6 相互の関係への配慮
- 7 関係支援機関・専門家等との連携・協力
- 8 マナー・礼儀

オ. 多文化知識

西村講師により、以下の項目に関し講義がなされ、学校通訳のアウトラインをつかんでもらった。詳細な講義内容は考資料編を参照されたい。

- ①文化とは何か、②多文化共生とは何か、③宗教に関する知識、④ムスリムへの配慮、⑤文化の違いを乗り越える方法、⑥多文化の知識、③柔軟性（相対化と複数化）、④教育事情の違いの例（中国とペルーの教育事情）

カ. 通訳の基礎技術



三木講師及び霜村講師より、以下の項目に関し講義がなされた。

- ①通訳のプロセスから通訳に必要な技術を考える、②相手の話を聞き・理解する力、③通訳の基礎訓練方法（リピート・リテンション、シャドーイング、サマライズ、リプロダクションなど）、④相手の話を記憶する力とノートテイキング技術、⑤学校通訳の場面、⑥全体説明の例、⑦個別通訳の例（問題行動の事実確認）

キ. 通訳現場における実践的技術・ノウハウ（模擬通訳）



学校現場での実践的な通訳技術を養うには「模擬通訳（ロールプレイ）」の手法が欠かせない。そこで、今回の試行版においても、研修の最後に90分の模擬通訳を組み込んだ。中国語コース（三木講師）とスペイン語コース（霜村講師）の2組に分かれ、講師が保護者役を兼務、教員役にはC o t sメンバーが入った。

受講者は会話の2フレーズ程度で交代し、全員に「学校通訳」の体験をしてもらった。交代時に講師が「訳し漏れ」や「メモの扱い」など通訳面のアドバイスを行う。

シナリオ（台本）は以下のとおりだが、これはトレーニング用に実際の場面をデフォルメしてある。たとえば、ストーリー自体は「ありうる話」だが、実例ではない。登場人物も実際は教員の数など、より多数が関わることもあるが、ここではキャスティングの関係から教員を1人としている。

[模擬通訳のシナリオ（抜粋）]

トレーニング・シナリオ「進級編」

～単位取得ができず原級留置になったことを保護者に説明する場面～

<学校に呼ばれた保護者と生徒Aは別室に通される。>

担任：私は担任の田中と申します。今日はお忙しい中、わざわざ学校にお越しいただき申し訳ありません。実はお子さんの成績についてお知らせしなければいけないことがあります。

受講者：<保護者に対し対象言語に通訳する。>

保護者：<当該言語で>正直、私も随分前から気になって、何回も本人に聞くのですが、全然話してくれなくて困っています。

受講者：<担任に通訳（日本語に）する>

担任：それでは、詳細を説明します。お子さんの出席状況と成績ですが、1学期はしっかり出席して、テストも平均的な点数を取っていたのですが、2学期になると急に欠席が多くなりまして、期末テストの成績も悪くなって、追試をする科目がありました。3学期になっても改善が見られませんでした、化学基礎、地理A、保健、音楽Iの授業は、欠課時数が法定時数の1/3を超えてしまいましたので、履修条件を満たすことができませんでした。また、他の科目も、学年末テストの成績が悪くて、国語総合、数学I、生物基礎、コミュニケーション英語Iの成績は「1」で、単位の修得が認められませんでした。従って、本校の進級要件を満たすことができず、1年生に原級留置となってしまうました。

受講者：＜保護者に対し対象言語に通訳する。＞

（ 保護者：原級留置ってどういうことですか？

担 任：わかり易く言うと、進級できなかったの、もう1回1年生をやり直すということ
とです。）

＜通訳の訳し方によって、この部分は不要か別の言い方になりますので臨機応変に＞

----- 省 略 -----

担 任：意思が固まりましたら担任まで御連絡ください。転編入の時期もありますから、でき
るだけ早くしていただきたいと思います。遅くでも今月いっぱいをお願いします。

保護者：分かりました。

＜立ち上がりながら通訳に対して＞

日本の学校はやさしいけど、子どもに無責任じゃない？ もっと早い段階で保護者に
連絡すべきだし、留年があると言いながら、結局は、ほかの学校に転校させる。あなた
どう思いますか。

＜通訳者の対応を考えましょう。＞

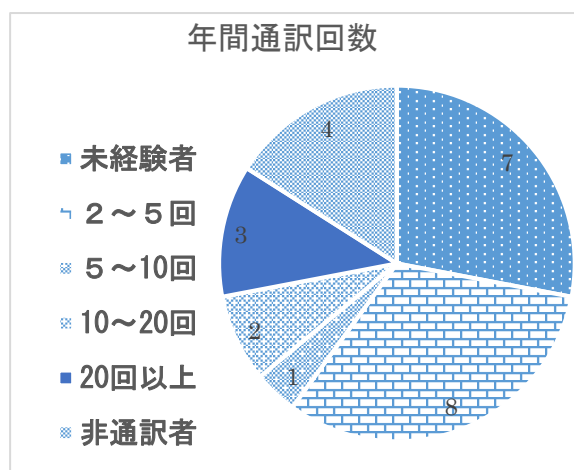
終 了

6 県立学校通訳研修受講者アンケートの結果

受講者に対して研修の最後にアンケート記入を求めたところ、受講者 27 名中 26 人から回答があった。その内容は以下のとおりである。アンケート調査票は参考資料編に記載した。

1 アンケート集計結果

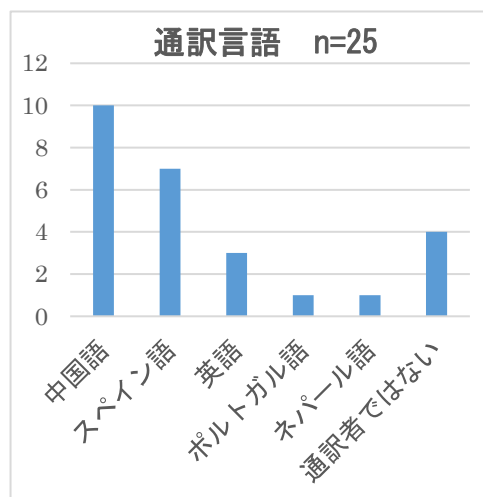
Q1の「県立の高校や特別支援学校における通訳は、年間に何回くらいありますか?」の回答は以下のとおりだった。



なし 7人—学校通訳未経験者
 2～5回程度 8人—中程度経験者
 5～10回程度 1人—
 10～20回程度 2人—経験豊富者
 20回以上 3人—
 非通訳者 4人—非通訳者
 回答計 25人

この研修の位置づけを「初心者向け」として受講者を募集したが、結果的に 14 名の経験者が受講していた。Q3以降の分析では、回答者を「未経験者」「中程度経験者」「経験豊富者」「非通訳者」に分けて集計した。

Q2の「あなたの通訳言語は何語ですか?」の回答は、中国語 10 人、スペイン語 7 人、英語 3 人、ポルトガル語 1 人、ネパール語 1 人、通訳者ではない 4 人、合計 26 人であった。



Q3の「研修の内容で「良かった」「ためになった」と思われる項目すべてに「☑」をつけてください。」の問いに対しては、選択率で見ると下表のとおりとなった。「県立高校の知識」と「特別支援学校の知識」が特に高いポイントを得ている。

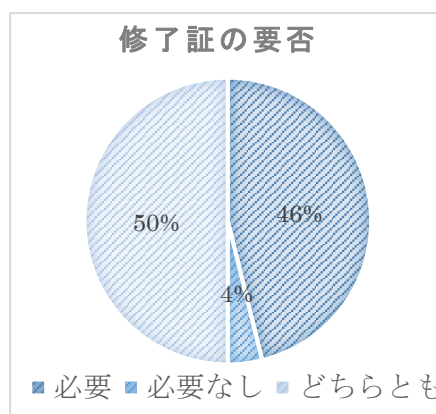
	高校知識	特支知識	多文化	倫理	通訳技術	模擬通訳	平均
未経験者	100.0%	87.5%	50.0%	75.0%	75.0%	62.5%	75.0%
中程度経験	100.0%	88.9%	66.7%	77.8%	66.7%	66.7%	77.8%
経験豊富	80.0%	80.0%	20.0%	40.0%	60.0%	40.0%	53.3%
非通訳者	75.0%	50.0%	25.0%	25.0%	50.0%	50.0%	45.8%
計	92.3%	80.8%	46.2%	61.5%	65.4%	57.7%	67.3%

逆に「多文化知識」が50%以下と最も低く、「模擬通訳」や「倫理」も相対的に低い選択率であった。

ただし、経験階層別に比較すると「未経験者」と「中程度経験者」の選択率は相対的に高く、「経験豊富者」と「非通訳者」の選択率が相対的に低いというばらつきが見られた。これは、経験豊富な通訳者は技術面や倫理、多文化知識はすでに習得済みであることから「良かった」「ためになった」と回答しなかった可能性を示唆できる。一方、通訳者ではない者は、技術面や倫理、多文化知識の必要性を意識できなかった可能性が考えられる。

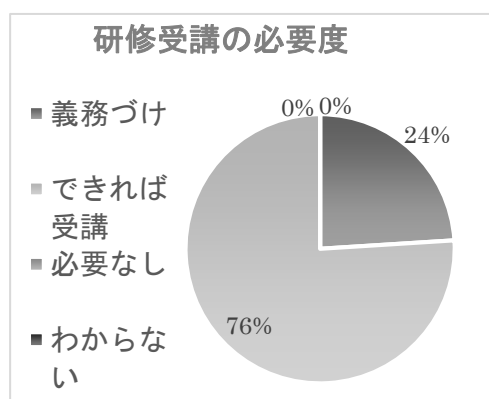
Q4の「県立学校通訳研修の修了証の発行は、必要だと思いますか？」の回答では、「必要」と「どちらとも言えない」と回答した者が拮抗していた。「必要なし」との回答は1名のみであったことから、研修内容と研修時間を充実させ、修了認定にふさわしいプログラムとすれば、修了証の有用性が高まると思われる。

	必要	必要なし	どちらとも言えない	計
未経験者	5	0	3	8
中程度経験	2	1	6	9
経験豊富	4	0	1	5
非通訳者	1	0	3	4
計	12	1	13	26



Q5の「学校で通訳を行うために、こうした研修は、どの程度必要でしょうか？」の問いに対しては、以下の回答を得た。

	義務化	できれば	必要なし	わからない	計
未経験者	4	4	0	0	8
中程度経験	0	9	0	0	9
経験豊富	1	4	0	0	5
非通訳者	1	2	0	0	3
計	6	19	0	0	25



未経験者の50%が「研修義務づけ」の必要性を感じている。また、全体でも「研修義務づけ」と「できれば研修を受けた方がよい」の回答を合わせると100%となる。必要性を認めなかった者は一人もいなかった。

Q6の「研修のテキストとして、どのようなものが必要だと感じますか？ 必要だと思うものすべてに「☑」をつけてください。」の問いに対する回答では、下表のとおり、「学校でよく使う用語の訳語集」が圧倒的な人気であった。続いて「今回配った資料をまとめた冊子のよ

うなもの」も、経験階層別にばらつきはあったが、相対的に高い選択率であった。学習テキストを作成する場合は、この2つを内容としたものが適当と考えられる。

	冊子	訳語集	募集要項	教科書	平均
未経験者	87.5%	100.0%	87.5%	37.5%	78.1%
中程度経験	44.4%	88.9%	0.0%	0.0%	33.3%
経験豊富	80.0%	100.0%	20.0%	0.0%	50.0%
非通訳者	50.0%	75.0%	25.0%	0.0%	37.5%
計	65.4%	92.3%	34.6%	11.5%	51.0%

2 自由記入欄の意見

最後に、Q7として「そのほか、今回の研修について、意見、提案、感じたことなど、なんでもかまわないので記載してください。」と尋ねたところ、多くの受講者から貴重な意見をいただいた。そのすべてを以下に列記する。

- ・「外国につながる子どもの高校における支援は東の神奈川、西の大阪と言われるほど、他県に比べて優れています。しかし、いろいろな面で大阪は、神奈川、特にME-netの取り組みに学ばせていただいております。今回も大阪に比べて先進的な取り組みである通訳研修のノウハウを学ぶことができました。ありがとうございました。最後にお話しいただいた西村さんのお話しは、何度もうなずきながら聞かせていただきました。」（非通訳者）

- ・「こういう研修、はじめて来て色々な説明を聞いたことはとてもいい経験。勉強になりましたと思います。」（未経験者／スペイン語）

- ・「よかったです。勉強になりました。ありがとうございました。」（未経験者／中国語）

- ・「これまで高校通訳を何度かさせて頂きましたが、今回の様な研修は初めてでしたので、大変参考になりました。」（中程度経験者／スペイン語）

- ・「まだ県立学校の通訳を行っていませんので、専門、基礎知識を得ることができて、とてもありがたいと思いました。今回配った資料が冊子になっていたり、学校でよく使う用語の訳語集がありましたら（入学／受検／志願／面接／就職などに分けて）とても助かります。（先生が使う略語←これが一番助かりました。+相手にあった訳語、専門用語しかなく、両方）大変参考になりました。どうもありがとうございました。」（未経験者／スペイン語）

- ・「特に実践通訳の練習が良かったと思います。」（経験豊富者／中国語）

- ・「学校通訳においてすぐ使うことのできる知識など勉強できました。またこのような研修、また参加することを期待します。」（中程度経験者／中国語）

- ・「知っているつもりでいたが、知らなかったことがたくさんあり、大変ためになりました。個別教育計画について説明する場面で通訳することがあるので、具体的内容を知りたいと思いました。」（中程度経験者／中国語）

- ・「参加して良かったと思います。」（経験豊富者／中国語）

- ・「内容は充実していたと思います。ただ、2日間朝10時～夕方17時と時間が長く、いささ

か疲れました。」（中程度経験者／中国語）

・「各講師が現役の方ばかりで、ご専門分野についてご経験をもとづく貴重なお話しをうかがえて、ありがたく思いました。実践演習もとても役立ちました。」（未経験者／スペイン語）

・「良かったです。中学校、高校の全体像を把握できました。また特別支援のことも分かりました。」（中程度経験者／中国語）

・「1日目のパワーポイントなど、プロジェクターで映されたスクリーンが小さすぎました。もっと大きく映すべきだと思いました。」（未経験者／スペイン語）

・「参考になりました。有り難うございます。」（未経験者／スペイン語）

・「基本的に重要な点を学ぶことができ、たいへん勉強になりました。今後も継続して研修を企画してください。学校の先生に「やさしい日本語」を身に付けてもらうことも大事ですね。こんな時代ですから。」（経験不明／英語）

・「模擬通訳は、とても勉強になりました。ありがとうございました。」（中程度経験者／スペイン語）

・「外国出身の保護者が、どんな事に疑問をいただくのか、例を教えてもらえた所も良かったです。また、通訳として、どのような知識が求められているのかが分かりました。入学説明会で、どのような事が話されるのか、知りたかった（学校によって違うと思いますが）。制度の申請の仕方について、細かい流れを知りたい。」（中程度経験者／英語）

・「本日は1日だけの参加でしたが、ためになりました。ありがとうございました。」（経験豊富者／英語）

・「①通訳（医療など他分野）経験者と未経験者を分けて研修をした方が良い。初心者にとって、いきなり実践練習はきつい。参加者は期待する言語レベル（中国語検定、スペイン語検定、DELE）を明確にして希望者を募ったほうがよりよい研修になるのではないかと感じた。②最低限何を知っていて、学校で通訳をするべきか基準を明確にする。③学校通の資格がはっきりしないため、基準をつくったほうがよい（通訳者のレベル分けが必要かもしれない）。④知り合い関係の人が多く、そうでない人はなじみにくい雰囲気だった。」（非通訳者）

・「ロールプレイの割合をもっと増やしてほしい。」（未経験者／中国語）

・「通訳者ではありませんが、学習支援として高校に入っています。わからないことが多いのですが、今日の説明でいろいろ勉強になりました。ありがとうございました。」（非通訳者）

・「このようなアンケートの場で、通訳に入って困った事例を集め、事例集を作っていただくと、参考になります。」（中程度経験者／ネパール語）

7 アンケートの結果を踏まえた考察

アンケートの集計結果や自由記入欄の意見を見ると、総じて、受講者から好評を得ていたと思われる。こうした学校通訳者向けの通訳倫理、通訳技術、模擬通訳を盛り込んだ研修は、全国でも例を見ないのではないだろうか。ニーズの高さを感じられるところである。

今回取り上げた学習項目は、経験豊富な受講者からも支持を得ていたものが多く、その必要

性は確認できた。むしろ、多くの通訳者が県立学校に入って通訳活動を行っている現状を考えると、受講者の声にもあるように研修の継続実施を検討すべきであろう。アンケートでは「研修義務づけ」にも多くの賛同があり、公的に研修制度を確立して受講を促すことも検討する必要があるのではないだろうか。

一方で、今回は「試行」という位置づけであったことから、短時間研修かつ受講者（言語）を絞って実施したが、アンケートにあるように、会場設備や模擬通訳の短さなど課題も実感できたところである。

今後の本格実施と考えると、次の課題をクリアすることが求められるところである。

- ① 適正規模の会場の確保（安価で予約が取りやすい会場）
- ② 研修時間の拡大（模擬通訳の充実）
- ③ 言語の拡大
- ④ テキストの作成
- ⑤ 通訳講師の謝礼の確保

いずれも、任意団体やNPO単独では手に余る活動であり、今後、行政との連携協働関係も模索する必要があるだろう。



參考資料編

1 第1回県立学校通訳検討会議事録

【検討会概要】

日 時：平成28年11月30日（水） 18時30分～20時30分

場 所：かながわ県民センター ミーティングルーム601号室

出席者：検討会メンバー（別紙のとおり、藪崎氏は都合により欠席）

オブザーバー（神奈川県教育委員会：

高校教育課専門教育指導グループ 岩崎グループリーダー

神奈川県教育委員会総務室 繫里グループリーダー）

スタッフ（神奈川県職員 浜島、白玉）

【議事】

1 自己紹介

⇒ 検討会メンバーによる自己紹介が行われた。

2 検討会開催の趣旨

⇒ 西村代表より、次のとおり当検討会開催の趣旨について説明があった。

- ・ 近年、外国につながる生徒数及び言語数が増加している。
- ・ それに伴い、教育現場における通訳の需要も大きくなっている。
- ・ 一方で、通訳者の①通訳レベルの差、②通訳予算、③人材確保、といった問題がある。
- ・ 当検討会においては、通訳者にかかる研修を行い、修了証を授与する研修の実施を通じ、特に上記①及び③の解決に資することを目的とする。
- ・ 当面は、県立学校に限定し取り組むこととする。
- ・ 医療通訳の研修については体系化し本の出版実績もあることから、医療通訳プログラムも分野によって教育分野における通訳へ活かすこととする。
- ・ 教育現場における通訳の必要性等について理解していただくため、神奈川県教育委員会から2名にオブザーバーとして参加していただいた。

3 県立学校通訳ボランティアの学習項目

(1) 学ぶべき知識

(2) 学ぶべき技術

(3) 学ぶべき倫理・心得

⇒ 資料1（県立学校の通訳業務において必要な最低限度の知識・技術・倫理）に基づき、各メンバーによる説明・議論が行われた。主な内容については次のとおり。

(項目)

1-2 県立学校に関する知識

- ・ 外国につながる家庭において、PTAに関する理解が乏しいことがあるため項目として追加するべきである。

1-3 県立特別支援学校に関する知識

- ・ 特別支援学校における成績の評価方法、専門職等について説明があった。

1-4 保健・医療・福祉に関する知識

- ・ 予防接種については各家庭における分野であり項目から外すべきである。

- ・ 特別支援学校においては、加害事故、物損事故が多く項目に入れるべきである。
- ・ 身体測定や健康診断における知識も必要である。
- ・ インフルエンザ等、出校停止に係る伝染病の項目も必要である。
- ・ 項目1-4-1及び1-4-2の内容については、養護教諭に確認する。

1-5 進路に関する知識

- ・ 在留資格、進学に係る費用についての知識が必要である。

2-3 通訳現場における実践的技術・ノウハウ

- ・ 伝えづらいこと等、教員が曖昧に伝えることがある。
- ・ そのため、通訳としてはっきりとした回答を引き出すといった技術が必要である。
- ・ また、通訳時における教員向けのマニュアルを作成し、教員へ曖昧な回答をしないよう促すことも効果的である。

2-4 対人援助の基礎技術と心構え

- ・ 当項目の要素を項目3「倫理・心得」に集約する程度でよいのでは。

3-2 守秘義務とプライバシーの尊重

- ・ 通訳者と保護者が同じコミュニティ内にいる場合がある。
- ・ コミュニティ内に力関係があった場合の通訳には留意する必要がある。

4 県立学校通訳ボランティア研修プログラムの案

⇒ 別紙2（県立学校通訳ボランティア研修プログラム（案））に基づき議論が行われた。主な内容は次のとおり。

- ・ 通訳者の負担等を考慮し、2日間の研修プログラムとなっており時間がかなりタイトである。
- ・ 限られた時間内で、何を話せばよいのか各々が講師になったつもりで考えていただきたい(宿題)。
- ・ 場合によっては、重要度に応じて要点を絞るといったことも必要となる。

5 学校通訳ボランティアが覚えるべき用語

⇒ 資料3（学校通訳業務における覚えたい用語（案））に基づき、説明が行われた。

- ・ 当面は県立学校での使用を想定するが、将来的には、全国、小中学校でも使用できる内容としたい。
- ・ 400語程度を想定。次回までに西村代表が整理。

6 その他

⇒ 検討会メンバー等より出されたその他の意見等については次のとおり。

- ・ 通訳時における教員向けのマニュアルについて
 - あれば効果的であると思われる。検討事項とする。
- ・ 通訳に係る事前打ち合わせについて
 - 通訳者と教員が事前に打ち合わせをすることで通訳をスムーズ行うことができる。上記マニュアルに盛り込むなど、検討。
- ・ 非常勤講師が通訳を行う場合の留意点について
 - 教員としてなのか、通訳としてなのか、立ち位置が曖昧となる。対応について要検討。
- ・ 電話時（顔の見えない場合）における通訳について
 - 対面とは異なる通訳技術が必要。対応について要検討。

- ・ 講習の集客について
 - 当初の集客は難航が予想される。教育現場での通訳経験のある者等に声をかけることで集客を行うことになるが、試行錯誤し徐々に参加者を増やしていきたい。

2 第2回県立学校通訳検討会議事録

【検討会概要】

日 時：平成29年1月12日（水） 18時30分～20時30分

場 所：かながわ県民センター パートナーシップルーム

出席者：検討会メンバー（別紙のとおり）

スタッフ（浜島、白玉）

オブザーバー（県教育委員会：総務室、高校教育課、特別支援教育課）

【議事】

1 県立学校通訳ボランティアの学習項目 資料1参照

⇒ 前回検討会において出された意見を反映したものに改定。今回検討会において出された主な意見は次のとおり。

（項目）

1-2 県立高校に関する知識

- ・ 1-2-8 「県立高校の行事・学校生活・PTAに関する知識」に訂正

1-3 県立特別支援学校に関する知識

- ・ 「就学奨励制度に関する知識」を追加
- ・ 1-3-7 「県立高校の行事・学校生活・PTAに関する知識」に訂正

1-4 保健・医療・福祉に関する知識

- ・ そもそも保健室とはなんぞや（保健室の機能）に関する項目を追加
- ・ 部活動等、学校生活における怪我に係る保険（通常、学年費より充当）に関する項目追加
- ・ 生活保護に関する基礎知識等、福祉に関する知識の項目追加

※ 差別的なニュアンスを持つとして使わなくなった用語の知識をどこかに挿入

2 県立学校通訳ボランティア研修プログラムの案 資料2参照

⇒ 研修プログラム（案）について西村代表より説明。各講義項目及びシナリオ作成の担当者決めを行った。

（1） 講義担当者について

1日目

ユニット1 在住外国人の生活背景・多文化に関する知識 → 西村代表

ユニット2 県立高校に関する知識① → 高橋氏

ユニット3 県立高校に関する知識② → 石倉氏

ユニット4 県立高校に関する知識③ → 島本氏

ユニット5 保健・医療・福祉に関する知識・健康診断・感染症・加害事故に関する知識
→ 野中氏

- ・ 障害特性・障害福祉制度に関する知識 → 泉原氏

ユニット6 通訳の基礎知識 → 三木氏、霜村氏

2日目

ユニット1 県立特別支援学校に関する知識① → 泉原氏

ユニット2 県立特別支援学校に関する知識② → 野中氏

ユニット3 通訳者の倫理・心得 → 西村代表

ユニット4 進路に関する知識・学校の進路指導のシステムに関する知識 → 石倉氏
・就職や労働事情に関する知識 → 高橋氏
・大学や専門学校への進学とその経費等に関する知識 → 島本氏
・障害者福祉制度における進路の知識 → 野中氏

ユニット5 通訳現場における実践的技術・ノウハウ(模擬通訳) → 三木副代表、霜村氏、島本氏、薮崎氏

(2) 研修の進行方法について

- ・高校と特別支援学校は、抑えるべき知識に違いがあるため、別プログラムにすべきとの提案があったが、特に少数言語においては双方において通訳をする機会があるため、統一的な研修とすることとなった。
- ・講師の負担軽減のため、2日に亘って担当講義がある場合には、ユニットを調整し、極力1日の登壇で済むようにする。
- ・自宅謹慎等、母国の文化と異なり理解ができない分野については、特に留意する必要がある。

(3) シナリオ作成担当者について

高校

シナリオ1	お金	}	石倉氏
シナリオ2	進路		
シナリオ3	進級		
シナリオ4	特別指導		

特別支援学校

シナリオ5 個別の教育計画 ←野中氏

シナリオ6 お金 ←高橋氏

シナリオ7 問題行動 ←野中氏

3 学校通訳ボランティアが覚えるべき用語

⇒ 用語に対応する意味(日本語)を記し、辞書のようなものにしたい。各項目において用語の検討を行い、次の用語を追加すべきとの意見がでた。

(項目)

I-5 成績・評価・評定・進級要件・卒業要件

・「追試」、「実務代替」、「追走」、「休学」、「再入学」、「必履修科目」、「高卒認定試験」、「提出物」追加

・「遅刻」を追加すべきとの意見がでたが、通常、誰もが理解しているであろう用語につき割愛。

・5-6「留年」は「原級留置」も併記

I-6 県立高校の特別指導

- ・「誓約書」、「自宅謹慎」、「反省文」、「弁償」追加

I-7 県立高校の教員の役割分担体制

- ・「生活指導（生徒指導、生徒支援、学校により呼び方が異なる）」、「養護教諭」、「学年主任」追加

I-8 学校生活・PTA

- ・「修学旅行」に「研修旅行」を併記

II-1 県立特別支援学校の入学手続き

- ・「個別の教育計画」、「支援シート」追加

・養護学校と特別支援学校は、名称が異なるだけで実態は同じであるが、異なるとの誤解があるため留意。

- ・クレーン動作等、特別支援学校特有の用語がある点に留意。

- ・II-2以降は時間の都合上、割愛。意見がある場合は、西村代表へメールで連絡する。

4 その他

3 第3回県立学校通訳検討会議事録

【検討会概要】

日 時：平成29年3月2日（木） 18時30分～20時30分

場 所：かながわ県民センター パートナーシップルーム

出席者：検討会メンバー

スタッフ（浜島、白玉）

オブザーバー（県教育委員会）

【議事】

はじめに

・西村代表から本日の検討会の到達点（研修の①場所、②講師、③参加者の集め方）について説明があった。

1 各講義プログラム（講義案）について

- ・研修で用いる講義案について各講師より説明があった。

・講義内容については、網羅的なものにすることができれば理想的だが、講義時間との兼ね合い、また学校教育の専門家が対象の講義ではないことから、より重要な内容に絞ることも必要となる。

2 シナリオについて

- ・シナリオ（特別指導編）について実際に読み合わせを行った。

・シナリオについては、あくまで通訳者のトレーニングのためのものなので、実際の場面と異なっていてかまわない。誇張やわざと通訳者を困らせるようなフレーズや言葉も盛り込むとよい。

・保護者（ネイティブ役）の会話は、もう少し長いものがあつたほうが通訳トレーニングになるかもしれない。

・保護者が教員の言った専門用語の意味を聞き返すようなやりとりは、間に入った通訳者がその

専門用語の意味を(言葉を開いて)通訳しているかもしれないため、成立しない可能性がある。

3 県立学校通訳ボランティア研修のプログラムについて

- ・第2回検討会において決定した講義担当に基づき、プログラム案の紹介があった。

4 県立学校通訳ボランティア研修の試行について

(1) 募集人数について

- ・模擬通訳は、中国語とスペイン語の2言語(1言語につき最大10名まで対応可能)で行う。
- ・模擬通訳以外の項目については、他言語の受講も可とする。

(2) 候補日について

- ・講師のスケジュール上の都合から、次のいずれかで行う。

5月…6・7日、13・14日

6月…17・18日、24・25日

7月…1・2日

(3) 場所について

桜木町の支援センター、南ラウンジ等が有力だが、週末に連続して利用できる場所は限られる。上記4(2)の日程で利用可能な場所について要確認。

4 講義資料

ア. 県立高校に関する知識

学習(本時)の目標

- 1 高校の進級・卒業における単位取得等、要件やしきみについて理解する。
- 2 高校の学校生活における規則や生活指導について知る。
- 3 高校の教職員の組織体制や外部との連携について知る。
- 4 高校の進路指導のしきみや進路決定までの流れについて知る。

1-2-5 県立高校の成績、評価、評定、進級・卒業要件に関する知識

1 成績(評価、評定)

(1) 成績(評価)を出す時期

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
3期制	テスト		テスト		テスト			テスト		テスト		
	1学期評価						2学期評価			学年末評価		
2期制	テスト				テスト			テスト		テスト		
	前期評価						学年末評価					

(2) 成績(評価)の出し方

成績(評価)の出し方については、学校独自の規定に準じ、評価を出す。

例1) 中間テスト + 期末テスト ÷ 2 = 学期の評価 (10段階に数値化)

例2) 1学期の評価 + 2学期の評価 + 3学期の評価 ÷ 3 = 学年評価

※通常評価を出す場合、テストの結果だけでなく提出物、出席状況、ノート、レポート、授業態度等を評価の材料に加え、総合的に評価する。

用語解説

観点別評価・・・通常全ての教科は「関心・意欲・態度」「思考・判断・表現」「技能」「知識・理解」などの4～5つの**観点**に分けられている。

評定・・・生徒が履修した科目（授業を受けた科目）に（ ）段階をつけたもの。

評定平均・・・学年末の評定を平均化したもの。特に進学時には評定平均が重要になる。

評価	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
評定	1		2		3		4		5	

例)

2 進級・卒業・在籍要件

(1) 進級・卒業要件

各学校の生徒の実態等に応じ、規定を設け、それに基づき判定している。

例) 卒業認定

次の条件の全てを満たすと判断できる場合は、卒業を認定するものとする。

- ① 3年次の出席日数が出席を必要とする日数の **2 / 3 以上** であること。
- ② 校長が定めた **必履修科目** を全て履修している。
- ③ **未修得の必履修科目** の単位数合計が6単位以下であること。
- ④ 修得単位数の合計が 単位以上である。

履修

法律で定められた必要最低限単位数

1単位時間を50分とし、35単位時間を授業の1単位として計算する（以下「法定時数」と言う）。欠課時数が法定時数の1 / 3以下の場合は当該科目を履修したものとする。

修得

学習の成果が、その教科及び科目の目標から見て満足できると認めた場合は、10段階評価を3以上とし、当該科目を修得したものとする。

※学校外の学修による単位認定

○技能審査

「日本漢字能力検定」「実用英語検定」「中国語検定」等、取得した級やレベルによって単位数が定められている。

例) 実用英検 1級・準1級→4単位 2級・準2級→3単位

○ボランティア活動

活動場所や活動時間、活動内容等を事前に申請し、校長が適正と判断した場合認められる単位。1単位あたり35時間程度の活動が条件。

例) 東日本大震災の際、現地に行きボランティア活動実施。

1日7時間活動 月～金（5日間） 7時間×5日＝35時間→1単位

○就業体験活動

インターンシップ等の教育を目的とした活動に限って認められるもので、アルバイト等の報酬を伴う活動については通常認めない。

例) ○○幼稚園にてインターンシップ活動1週間実施→1単位

○スポーツ・文化活動

学校教育活動としての部活動等を除く校外の活動で、普段からの計画的・継続的活動が行われていることが条件。優秀な成績を証明する賞状及び証書等の資料の提出があること。

例) ダンス教室に定期的に通いレッスンを受けている生徒が、コンテストで受賞し、世界大会への出場を果たした。

○高等学校卒業程度認定試験合格科目による単位認定

入学以前又は在学中に高等学校卒業程度認定試験の受験科目について合格点を得た場合に、当該科目に相当する教科・科目の単位を修得したものとみなすことができる。

○実務代替による単位認定（定時制課程の学校が多く認定している）

正社員、アルバイト等問わず、就労時間週30時間程度、期間は年間10ヶ月程度勤務した場合、単位が認定される。

(2) 在籍・在学条件

○高等学校の修業年限は、全日制の課程にあつては3年、定時制の課程にあつては3年又は4年、通信制の課程にあつては3年以上とする。

○高等学校の在学年限は、全日制の課程にあつては6年、定時制の課程あつては8年とする。ただし、高等学校の校長が特に認めるときは、この限りでない。

(神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則 第1章 第3条 第4条)

(3) 条件を満たさなかった場合

○原級留置・・・同じ学年を繰り返し履修すること。通常成績不良のみで原級留置になることは考えにくく、大半は出席日数が不足した場合に発生する。

○進路変更・・・原級留置で学校に残っても進級の見込みが立たない場合、進路変更を促すことがある。通常は通信制、サポート校、フリースクールへの転学が主である。

○退学・・・進路変更等を勧められたが、進学も就職も決まらないまま退学してしまうケースがある。

POINT:この場面では生徒の進退問題に係わってくるのでトラブルになるケースがある。

1-2-6 県立高校の特別指導に関する知識

1 生徒指導の現状

(1) 生徒及び生徒指導の現況

高度情報化の進展、少子高齢化の進行など地域社会の急速な変化
 → 家庭環境を始めとした高校生を取り巻く環境もより多様化・複雑化



時代とともに変容する問題行動

(2) 生徒指導の種類

- 起こった問題への対応を行う指導 → 治癒的生徒指導
- 問題行動を未然に防止しようとする指導 → 予防的生徒指導

2 特別指導と懲戒処分

- (1) 特別指導・・・問題行動を起こした生徒に対して、校長の権限により学校が講じる特別な指導。説諭、謹慎指導、自主退学勧告の形態がある。
- (2) 特別指導の目的・・・単なる制裁措置ではなく、生徒の健全な成長発達のために必要な教育的な指導・支援を行うこと。

(3) 特別指導の種類

- ① 説諭・・・生徒の問題行動に対する学校側の姿勢を明確に示し、その行動について深い反省と改善を促すためのもの。説諭の場では学校の指導方針を確実に伝え、生徒や保護者の理解を求めることが必要になる。
- ② 謹慎指導・・・問題行動を起こした生徒に対して、保護者の理解を得た上で、一定期間家庭や学校において反省させる指導。
- ③ 自主退学勧告・・・指導を積み重ねてきたにもかかわらず問題行動を繰り返し起こした生徒に対し、勧奨により自主的な退学を促すもの。

特別指導の例

	喫煙	車両通学	いじめ	不正行為	暴力行為
1回目	謹慎1日	校長説諭	謹慎5日	謹慎3日	謹慎5日
2回目	謹慎3日	謹慎1日	無期謹慎	謹慎5日	無期謹慎
3回目	謹慎5日	謹慎3日	退学勧告	無期謹慎	退学勧告

(4) 指導方針説明（申し渡し）

生徒に問題行動があった場合、問題行動の内容、原因、背景等をよく調べた上で、その生徒の特別指導方針を全職員で協議し、校長が決裁する。

指導方針が決まったら担任は速やかに本人及び保護者に連絡し、指導に入る前に本人及び保護者に指導の方針等を告知し、理解を求める。（指導方針説明）

参加者は、問題行動を起こした生徒及び保護者、校長、副校長、担任、生活指導部担当、学年主任等が同席し、外国につながる生徒で特に保護者が日本語の理解が困難な場合は通訳支援者も同席する。

POINT:この場面では外国につながる生徒の母国の法律や文化、生活習慣によっては理解が得られず、トラブルになるケースが多い。

(5) 懲戒処分

学校の指導の枠を超えた問題行動があった場合に、校長が行うもので、訓告、停学、退学がある。

- ①訓告…叱責ないし処罰をいい、口頭または文書で行う。
- ②停学…原則として特別指導を繰り返し行った上でも問題行動があり、一定の期間通学を停止する必要がある生徒に行う。
- ③退学…次の項目に該当する生徒に対し行うものである。
 - ア) 性行不良で改善の見込みがない。
 - イ) 学力劣等で成業の見込みがない。
 - ウ) 学校の秩序を乱し、その他学生または生徒としての本分に反した者。

POINT: 多数の保護者が謹慎指導と懲戒処分が同じだと勘違いしているので説明が必要。

1-2-7 県立高校の教員の役割分担体制・SW・SCに関する知識

(1) 教育相談体制の確立と緊急時の心理ケア

ア 定期的な相談機会を確保して、生徒の変化に目を配る

生徒の抱える悩みや課題をできるだけ早期に発見し、深刻化する前に解決に向け、具体的な手立てや方策を模索することを組織的に行う体制を取っている。

例) 教育相談日 毎週水曜日 13:00～17:00 (1人30分程度)
対象: 生徒、保護者
第2・4水曜日はスクールカウンセラーが対応する。

イ 特に支援が必要な生徒の情報共有

個別に支援が必要な生徒については担任が一人で抱え込まないように組織的に情報を共有し、対応できる体制をとっている。

教育相談チーム

教育相談コーディネーター、養護教諭、管理職(教頭)、担任、スクールカウンセラー等で構成され、必要に応じ警察、児童相談所、医師等の外部機関と連携を図る。

※教育相談コーディネーター…神奈川県が主催する養成講座に参加した教員で、組織で支援を行う時に中心となって動く役割を担う。

(2) スクールカウンセラー(SC)

ア スクールカウンセラーとは

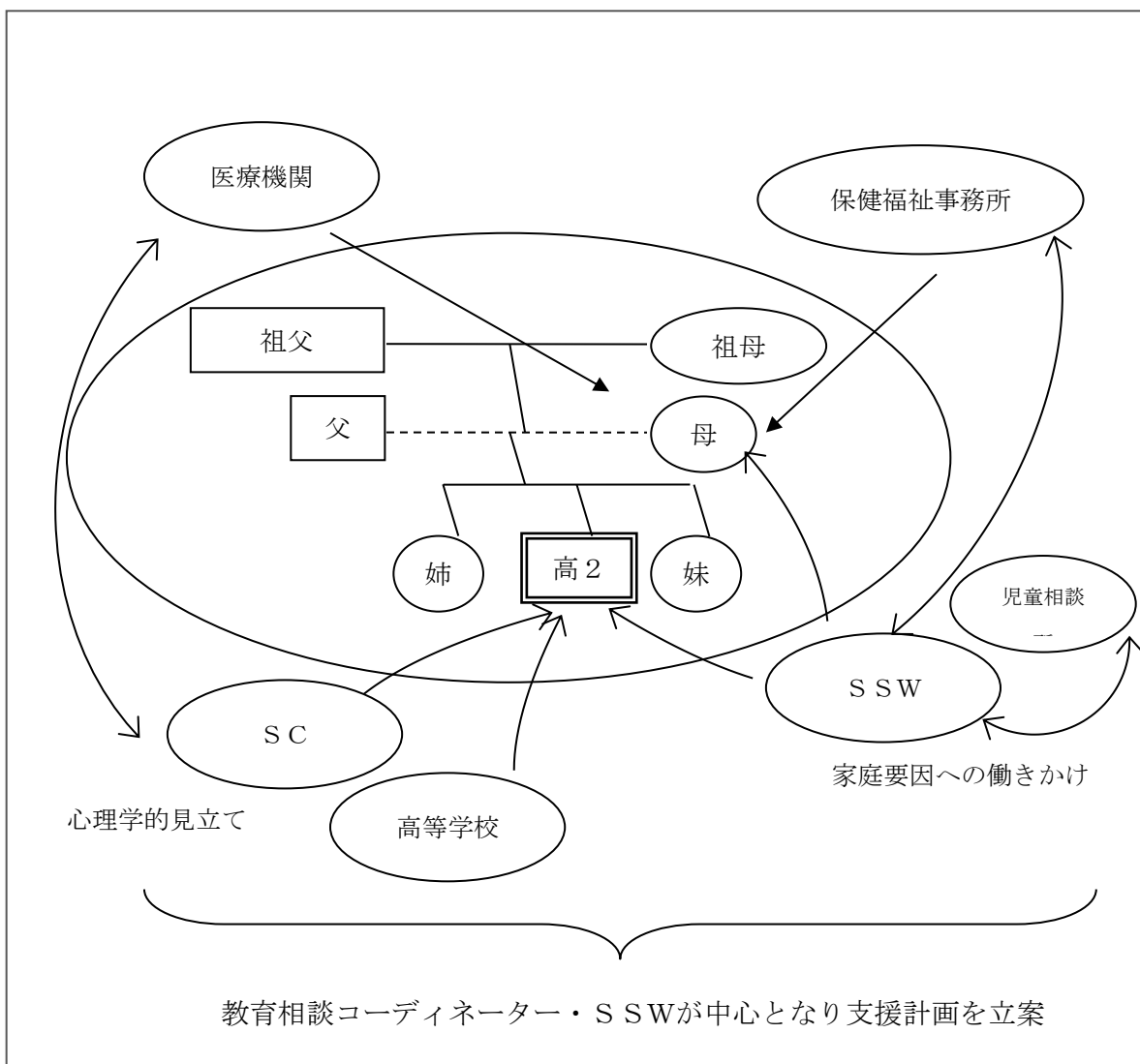
学校の教育相談体制、児童・生徒指導体制の中で、いじめ、暴力、不登校等の問題行動や、発達の課題、精神科領域の問題、家庭や親子関係の課題等、生徒が抱える様々な悩みや問題に対し、アセスメントやカウンセリング(見立て・情報収集)等を行う心理の専門性を有した者。

イ SCの役割

- 児童・生徒へのカウンセリング…児童・生徒から悩みや相談を聞く。
- 保護者に対するカウンセリング…保護者の悩みや相談を聞く。
- 生徒に関するアセスメント…専門的な見地から見立て（心理的査定）をする。
- 教職員に対するコンサルテーション…指導助言を含めた検討を行う。
- 緊急時への対応…生徒が事故やトラブル等に巻き込まれた場合に対応する。
- 研修会等の実施…教職員や保護者に対し、心理的な面からの講話等を行う。

※スクールソーシャルワーカー（SSW）

子どもを取り巻く様々な問題の解決に向け、児童相談所等の関係機関と調整を図りながら、社会福祉的な立場で家庭訪問し、保護者のケアをしたり、教職員に指導助言をする。



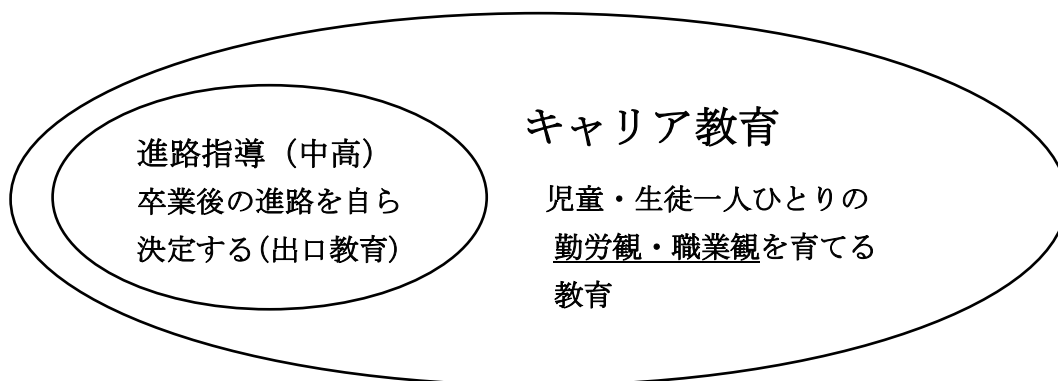
ウ 支援を必要とする生徒に対するSCやSSWのかかわり方の例示（エコマップ）

POINT: 支援を要する生徒や保護者に対応する際、相当量の個人情報を知ることになる。

進路に関する知識

1-5-1 学校の進路指導のシステムに関する知識

1 進路指導とキャリア教育



2 進路指導のシステムと進路決定までの流れ

(1) 進路指導のシステム

学校には進路指導を担当するグループがあり、そのグループを中心に当該学年と連携しながら3年の進路決定の時期までのキャリア教育（進路指導）プログラムを作成し、計画的・段階的に指導体制を構築している。

(2) キャリア教育（進路指導）プログラム（例）

	1年	2年	3年
4月	進路ガイダンス	進路希望調査	政治参加教育
5月	進路希望調査	小論文学習	進路ガイダンス
6月	三者面談	職業調べ学習	三者面談
7月	福祉体験活動	三者面談	最終進路決定
8月	インターンシップ活動	インターンシップ活動	インターンシップ活動
9月	外部模擬テスト	外部模擬テスト	就職採用試験
10月	選択希望調査	進路ガイダンス	面接指導
11月	地域貢献活動	分野別進路説明会	自己啓発学習
12月	社会人講演会	上級学校見学	進学事前指導
1月		地域貢献活動	自己啓発学習
2月	ボランティア活動	消費者金融講話	
3月	進路ガイダンス		

POINT: 生徒の進路選択の幅はかなり広いので通訳時は担任と十分な打ち合わせを!

イ. 県立特別支援学校に関する知識

1-3-1 県立特別支援学校の入学に関する知識

- ・教育支援委員会
- ・学校説明会

- ・入学相談
- ・入学説明会

1-3-2 就学支援手続き・経費に関する知識

- ・就学奨励費

障害のある幼児児童生徒が特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級等で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じ、国及び地方公共団体が補助する仕組み。なお、平成 25 年度より、通常の学級で学ぶ児童生徒（学校教育法施行令第 22 条の 3 に定める障害の程度に該当）についても補助対象に拡充している。

対象とする経費は、通学費、給食費、教科書費、学用品費、修学旅行費、寄宿舎日用品費、寝具費、寄宿舎からの帰省費などがある。

(文部科学省 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/012.htm)

- ・給食費
- ・学年費
- ・宿泊学習、野外学習費
- ・遠足
- ・校外学習費
- ・修学旅行費
- ・PTA 会費
- ・日本スポーツ振興センター共済掛金

1-3-3 教科・教育課程（カリキュラム体系）に関する知識

特別支援学校では、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害に基づく種々の困難を改善・克服するために、「自立活動」という特別な指導領域が設けられている。また、子どもの障害の状態等に応じた弾力的な教育課程が編成できるようになっている。

なお、知的障害者を教育する特別支援学校については、知的障害の特徴や学習上の特性などを踏まえた独自の教科及びその目標や内容が示されている。

(文部科学省 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/005.htm)

1-3-4 評価に関する知識

- ・個別教育計画

子どもたち一人ひとりの指導目標及び指導内容を明確にしたもの。神奈川県では、子どもたち一人ひとりの障害の状態や発達段階等の的確な実態把握に基づき、教育的ニーズに応じた指導目標及び指導内容を設定し、継続的、発展的な指導を一貫して行うための計画を「個別教育計画」としている。特別支援学校に在籍する全ての子どもたち一人ひとりに、学校生活や学習における目標、手立て等を具体的に示している。

「平成 26・27 年度研究 個別教育計画を活用した指導の充実に関する研究
個別教育計画活用ケースブック 神奈川県立総合教育センター」より抜粋

* 支援シート

「個別の（教育）支援計画」を作成する時、神奈川県教育委員会では連携のツールとして簡便な書式である「支援シート」を提案している。「支援シート」では、成長の過程をたどるライフステージに沿った所属機関における支援と、教育、保健、医療、福祉、労働などの諸機関の連携による支援という、縦・横二つの軸に合わせて整理していく。この「支援シート」には、これまでの支援とこれからの支援を記入する「支援シート I」と各機関の支援の

内容と役割分担を記入した「支援シートⅡ」がある。



「支援を必要とする児童・生徒の教育のために 神奈川県立総合教育センター」より抜粋

1-3-5 県立特別支援学校の児童・生徒指導に関する知識

特別支援学校では、地域の小・中学校や高等学校と同じように児童指導、生徒指導を担当する教員を中心に、学校生活全般で指導を行なっている。高等部や分教室には、高等学校の特別指導の考え方を取り入れる学校も増えてきた。このような現状を踏まえつつも、特別支援学校における児童指導、生徒指導は、障害の特性に対する配慮は欠かせない。

例) 知的障害のある児童・生徒にわかりやすい説明

自閉スペクトラム症のある児童・生徒のこだわり行動といじめとの違い

また、近年では、SNS の利用によるトラブルも多く、適切な利用法について、学校での取組はもちろん、保護者の協力も欠かせないものとなっている。

1-3-6 県立特別支援学校の教員・専門職・SC・SSW・に関する知識

○特別支援学校には、担任以外にも、子どもたちと直接関わりながら、様々な役割を担う教員がいる。

- ・学部長・室長 小学部、中学部、高等部、分教室をそれぞれ統括する。
- ・教育相談専任 担任は持たず、所属校や地域の学校の教員や保護者、子ども自身の学校生活に関する相談等を受ける。
- ・進路担当 高等部卒業後の進路選択について、担任、保護者、本人と協働して進めていく。

○神奈川県の特特別支援学校には、自立活動教諭（専門職）が、外部の専門家ではなく教職員チームの一員として配置されている。

（平成 20 年度より配置）

職 名	一般的な業務内容
心理（臨床心理士）	学習面、心理・社会面、進路面、健康面など、発達全体にかかわ

	る専門家
PT（理学療法士）	骨・筋肉・神経の構造を理解し、人の動きの中で、歩行のような大きな動きの改善にかかわる専門家
OT（作業療法士）	粗大運動、巧緻動作、日常生活技能、学習基礎能力、社会・心理的発達などの、発達課題にかかわる専門家
ST（言語聴覚士）	ことばやコミュニケーションの力を育むための支援にかかわる専門家

*近隣の学校等からの多様な教育相談に対応するなど、地域の学校への支援も行う。

(平成15年度より配置)

看護師	医療ケア等を必要とする子どもたちのために、看護師資格を持つ自立活動教員（看護師）として県立特別支援学校に配置。応募にあたっては、重症心身障害児の臨床経験があることが必要。
-----	---

OSC と SSW

配置校（拠点校、対象校）の校長及び配置校を所管する市町村教育委員会・県教育委員会の指揮監督のもとに業務を行う。

スクールカウンセラー（SC）	学校の教育相談体制、児童・生徒指導体制の中で、いじめ、暴力、不登校等の問題行動や、発達の課題、精神領域の問題、家庭環境や親子関係の課題等、児童・生徒が抱えるさまざまな課題について、児童・生徒、保護者、教職員に対し、心理的課題の解決に向けてカウンセリングやアセスメント、コンサルテーション等を行う心理の専門性を有する人
----------------	--

スクールソーシャルワーカー（SSW）	児童・生徒が置かれている環境への働きかけや学校の枠を超えた関係機関とのネットワークの構築など、教育の分野をはじめ社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する人
--------------------	--

1-3-7 県立特別支援学校の学校生活・PTAに関する知識

<学校生活>

- 登校 スクールバス、保護者の送迎、高等部生の中には、自力で通学している生徒もいる。
- 下校 放課後デイサービスを利用して、放課後の一定の時間を施設等で過ごしてから、自宅まで送ってもらうこともある。
- 時間割 特別支援学校では、学校生活の一つ一つが自立に向けた学習の場となるため、小・中学校や高等学校に準ずる教育課程の他に、障害部門によっては、特別の教育課程を編成することが認められている。そのため、国語や算数・数学などの教科の名称に加えて、独自の名称で時間割を組んでいる学校もある。

また、高等部や分教室では、自立に向けた学習の比重が大きく、作業班に分かれて行う「職業」の時間や校内実習、企業や障害者施設等での校外実習が定期的に行われている点は、高等学校の教育課程と大きく違うところである。

<PTA>

加入は任意であるが、入学と同時に加入することを前提としている学校が多い。

クラスから1名程度の代表が決められ、集まったメンバーで、さらに各委員会（厚生委員会、広報委員会等）を分担したり、担任と保護者とのパイプ役を担ったりする。任期は1年であることが多い。

特別支援学校は、1クラスの人数が少ないため、それぞれの学部に在学中に、1回はクラスの代表になることが多い。

1-4-1 養護教諭の役割・健康診断・感染症・事故に関する知識

養護教諭の役割

専門的な立場からすべての児童・生徒の保健及び環境衛生の実態を的確に把握し、疾病や情緒障害、体力、栄養に関する問題等、心身の健康に問題を持つ児童・生徒の指導に当たり、また、健康な児童生徒についても健康の増進に関する指導のみならず、一般教員の行う日常の教育活動にも積極的に協力する役割を持つものである。

*医療に繋ぐまでの応急的措置。継続した対応は行わない。

健康診断

学校保健安全法において定められたもので、学校においては、保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならないとしている。

感染症

学校保健安全法では、学校において予防すべき感染症の種類を第一種から第三種に分けて規定した上で、出席停止の期間の基準等を規定している。

【例】インフルエンザ 発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過

し、かつ、解熱した後2日（幼児は3日）を経過するまで

<出席停止期間の算定の考え方>

「〇〇した後△日を経過するまで」とした場合は、「〇〇」という現象が見られた日の翌日を第1日として算定する。

4) 事故

独立行政法人日本スポーツ振興センターでは、学校（園）の管理下 で起こったけがなどに対して医療費等の給付を行っている。

学校の管理下とは、授業中や学校の教育計画に基づく課外指導中、休憩時間等、通常の経路および方法による通学中をさす。

尚、特別支援学校（知的）では、以下のような補償制度もある。

<知的障害教育校総合補償制度（普通障害保険）>

PTA連合会で団体契約をしているため個人で加入するより割安な掛金で十分な補償が得られる。本人のケガの補償だけでなく、他人に対する法律上の損害賠償責任に対する補償と、同居の家族全員の他人に対する法律上の損害賠償責任に対する補償が

対象となる。

1-4-2 障害特性・障害福祉制度に関する知識

1) 障害種別

<視覚障害>

視覚（見え方）に支障があるということ。視力障害の他に視野障害もある。

全盲 弱視 視野狭窄

<聴覚障害>

聴覚（聞こえ方）に支障があるということ。

聾者 難聴（高度難聴 軽度・中度難聴）

<知的障害>

知的機能に支障があるということ。

知能指数（IQ）は、目安としては使われるが、定義として定まっているわけではない。発達期に現れるものをいい、認知症や事故の後遺症は含まない。

<肢体不自由>

身体に関する支障があるということ。

<病弱・身体虚弱>

病弱とは、慢性疾患等のため継続して医療や生活規制を必要とする状態

身体虚弱とは、病気にかかりやすいため継続して生活規制を必要とする状態。

2) 福祉制度

- ・放課後等デイサービス

- ・障害福祉サービスの利用～サービス等利用計画、モニタリング

- ・自立支援医療

*障害者手帳（身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳）

1-5-4 障害者福祉制度における進路の知識

就 労	一般企業への 就労（特例子 会社を含む）	民間企業への就労（障害者雇用 枠）	月給 時間給 賞与 有給休暇 社会保険
職 業 訓 練 校	神奈川障害者 能力開発校	相模原市にある職業訓練校 入学選抜あり 訓練期間は半年から2年	高い就労率
	神奈川能力開 発センター	伊勢原市にある職業訓練校 入学選抜あり 2年間の入寮制（必須）	高い就労率
福 祉 サ ー ビ ス	訓練等給付 就労移行支援 事業	就労を希望し、就労の見込みがあ る者が対象。最長2年間で就労を 目指す	就労支援員
	就労継続支援	福祉事業所などと雇用契約を結	（雇用型）

	A型事業	んで、仕事を行う	給料
	就労継続支援 B型事業	事業所にて生産活動 評価によって工賃の額に差 社会的孤立を防ぐ役割	(非雇用型) 新卒者は原則使えない
	自立訓練事業	「生活訓練」と「機能訓練」 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う	
給付 介護	生活介護事業	食事や排せつなどの介護や日常生活上の支援のほか、創作活動や生産活動の機会の提供が定められている	原則、障害支援区分3以上の人が対象
事業 市町村	地域活動支援センター	地域で活動する拠点として利用 創作的活動 生産活動の機会の提供 社会等との交流促進等	

ウ. 学校通訳の概要

以下の項目に関し講義を行い、学校通訳のアウトラインをつかんでもらった。

① 「学校通訳」の定義

学校通訳は、教育現場(主に学校)での児童生徒等やその家族と学校関係者との通訳。通訳とは、異なる言語間の橋渡し(外国語同士の会話ではない)と規定されている。学校通訳は、「通訳」業務と支援業務(外国語同士の会話による支援)が混在し、両方を合わせて「通訳」ととらえられている。だが、通訳業務は忠実な通訳、過不足なしの通訳が求められるのに対し、支援業務は、生徒・保護者の相談対応、寄り添いが求められるという大きな違いがある。

実際の学校通訳の場面は、大きく個別面談形式と説明会形式に分けられる。個別面談形式は別室で行われ、個別の事情を通訳することになる。説明会形式は、内容が固定的であり、生徒等全員対象とする説明が進行中での通訳になる。

② 学校通訳のリスク

学校通訳にはいくつかのリスクがある。ひとつは、適切な通訳トレーニングの不足、二つ目は通訳技術(短期記憶スキル、会話整理ノウハウ、メモ術など)の不足、三つ目は学校用語の知識の不足である。これらによって、訳しもれや誤訳が発生し、子どもの成長や将来に影響するというリスクが想定される。

もうひとつのリスクは、通訳者に対する保護者の「依存」や「反発」も考えられる。あるいは、子どもの事件・事故に関して通訳した場合には、自分の心にダメージを受け、

気持ちが沈み、ひきずることも考えられる。

③ 学校現場の受入態勢

学校側の通訳者受入の考え方や行動スタイルは、通訳者にコミュニケーションと支援業務を任せっきりにする傾向（「あとはよろしく」的な対応）が見られる。また、通訳業務と支援業務の区分を意識していないことも上げられる。教員の話は通訳者にとって断定しない傾向（結論がわかりにくい）があると感じている。通訳と翻訳の違いの認識も不十分という。専門職ではなく「ボランティア」として扱われ、報酬も交通費相当額（会議通訳であれば半日数万円の報酬）である。一方で、学校側は通訳レベルを確認しないし、できない状況にある。また、教員は通訳者が子どもの個人情報や第三者に漏らさないか不安も感じている。

エ. 県立学校通訳の倫理・心得

[県立学校通訳倫理基準]

1 基本的な人権の尊重

- ・国籍、人種、民族、宗教、信条、年齢、性別及び性的指向、社会的地位、経済的状態、ライフスタイル、文化的背景、身体的精神的状態、健康問題の性質等にかかわらず、すべての人をかけがえのない存在として尊重し、公平に対応すること

2 守秘義務・プライバシーの尊重

- ・職務上知り得た個人情報等は、秘密保持を厳守すること
- ・児童生徒・保護者等の意に反してプライバシーに踏み込まないこと

3 中立性・客観性

- ・通訳業務と支援業務の違いを認識し、区別して通訳業務を行うこと
- ・通訳利用者の間で問題が発生しても中立を保つこと
- ・児童生徒・保護者等に対して、自ら進んで意見をさしはさんだり、助言したりしないこと
- ・通訳業務に自分の価値観や主観を混ぜないこと

4 正確性

- ・通訳業務は、忠実かつ正確に行うとともに、児童生徒・保護者等の背景や文化について考慮すること

5 信頼関係の構築

- ・通訳者は、通訳利用者を尊重し、通訳利用者が話しやすい態度を保つこと
- ・相手を思いやる気持ちを持つこと

6 相互の関係への配慮

- ・自身の身分や立場、学校との関係を明確にすること
- ・児童生徒・保護者等と個人的な関係を構築しないこと
- ・その立場を利用して児童生徒・保護者等から個人的な恩恵を受けないこと

7 関係支援機関・専門家等との連携・協力

- ・関係支援機関や専門家等との連携・協力関係を大切にすること

- ・児童生徒・保護者等から相談などを受けた場合は、自身で解決しようとしてせずに学校関係者や専門家につなぐこと

8 マナー・礼儀

- ・清楚な服装に心がけ、社会人としての礼儀を大切にすること
- ・児童生徒等に対して体罰を疑われるような行為を慎むとともに、適度な距離感を保つこと

オ. 多文化知識

以下の項目に関し講義を行い、学校通訳のアウトラインをつかんでもらった。

① 文化とは何か

文化の言葉の由来は「心を耕す」ことから来ているが、多文化共生を考える時にはすぐわなない感がある。むしろ、太古、狩猟の時代から耕作、集団作業、定住の時代に移って集団生活のルールが必要になったことから「文化」が生まれたという説（浜本・森）に賛同できる。

広義の「文化」は信仰、宗教、行動様式、言語などだが、狭義の「文化」は芸術や新聞の「文化面」などを指す。

「文化」に類似する用語として「文明」という言葉があるが、これは技術的・物質的な進化、繁栄の状態を指す。「文化」は、より精神的・理念的側面をとらえた言葉である。文化人類学の「文化」の定義は「それぞれの社会の個別的な特性をひとまとまりのものとして表現する包括的な概念」（盛山）という。

その文化人類学は20世紀初頭に誕生した学問。文化人類学者の研究成果（マリノフスキー、M. ミード）によって「文化には差異はあるが、優劣はない」ことを証明することとなった。

② 多文化共生とは何か

定義すれば「それぞれの文化を尊重し共に生き生きと暮らすこと」ということになり、その取り組みは、各種文化（衣装、踊り、料理）の紹介、在住外国人支援、その支援の必要性の提示（アドボカシー）などである。

人種差別撤廃という言葉があるが、多文化共生（多文化主義）の違いは、「同じにしる」という要求と「同じにするな」という要求の違いである。

多文化共生社会とは多様な文化を統合する社会、つまり、異なるものを統合する必要があるが、それは簡単なことではない。

③ 宗教に関する知識

文化の一分野とも言われる宗教にも触れておく必要がある。広義の「宗教」は、あらゆる信仰とその行為や現象、狭義の「宗教」は「〇×教」と呼ばれるものである。イスラム教に関してよく言われる「原理主義」は、強い排他性と非寛容が特徴だが、実ほどの宗教にも存在する（小川）。

④ ムスリムへの配慮

宗教の中でも日本人になじみのないイスラム教について簡単に触れる。イスラム教は日常の行為と宗教上の行為が不可分であり、女性はヒジャブを身に付けるが、あれはファッションでも日よけでもなく宗教行為なのであり、取ることを強制することは「踏み絵」と同じ意味をもつ。食事も、酒、豚、ハラール以外の肉類、それらの加工品も「×」という戒律がある。毎日

5回のお祈りがあり、クルアーン（コーラン）はイスラム教徒以外が直に触れてはいけない。ただし、人による順守の違い、宗派、地域の習慣による違いもあり、外から見る限り見分けが難しい。

⑤ 文化の違いを乗り越える方法

こうした文化の違いを乗り越える方法として、判断保留力（相手に違和感を感じても、すぐに性格のせいなどにせず、一旦考える時間をつくる）、共感（エンパシー）力（八木他）がある。受け止めスキル（自己文化の認識しておくとは他者の文化に気づき、受容できる）を身に付けること。

⑥ 多文化の知識

関係する国や地域の代表的な価値観、国民性、行動様式などの知識を有しておくことも大切である。また、文化の理論として世界には「モノクロニック（M）時間」と「ポリクロニック（P）時間」や「高文脈文化」と「低文脈文化」（ホール）の人がいることを理解することも有用である。

③ 柔軟性（相対化と複数化）

文化の違いを前提として対人関係を構築することはもちろんだが、すべての人がその国の文化を体現しているわけではない。個々人は「人それぞれ」であることもを認識しておくことが重要である。

④ 教育事情の違いの例

中国とペルーの教育事情の違いのうち、主なものを列挙した。

[中国]

- ・学校年度 9月～翌年の8月
- ・居住地ではなく戸籍（農村・都市）地で就学
- ・小学校から英語の授業（農村は英語教師不足）
- ・「中学」（高級中学）卒業は高校卒業の意味
- ・入学式、卒業式、運動会などの学校行事に保護者の参加は求められていない
- ・三者面談なし
- ・「黒色6月」と呼ばれる受験戦争
- ・生活指導は家庭の役目という認識
- ・学校外での飲酒、喫煙行為は問題視しない傾向

[ペルー]

- ・学校年度 3月～翌年の2月（1、2月は休み）
- ・小学校6年、中学校5年（高校という課程なし）、大学5年
- ・学区なし
- ・落第あり、年齢制限なし
- ・宗教（カトリック）の授業あり、カトリック系の学校も多い
- ・三者面談という制度はなし
- ・教科書無償、文房具と一部の制服代等は必要

力. 通訳の基礎技術

① 「通訳のプロセスから通訳に必要な技術を考える」

「聞く」→「理解する」→「覚えておく」→「訳す」の通訳機能のプロセスに関して学んだ。その際の通訳の鉄則として「正確さ＝対応と等価」、何も足さない・何も引かない・何も変えないことの重要性を講義した。

② 「相手の話を聞き・理解する力」

集中力で聞き漏らさないこと、話し手がどんな情報・意図・感情を伝えたいのかを漏れなくキャッチすること、聞きやすい環境を求めることを指示した。特に「話を理解するために必要なもの」として、一般常識や教養（生活に密着している用語や時事性のある話題など）が有用であること、ボキャブラリーの豊かさがポイントであることを講義した。また、専門知識（学校名、入試制度、学校生活、進路関係など）や理解を助ける分析力（まとまった内容の構成を分析する力、 枝葉を省いて幹をつかむこと）が大切であることを説明した。

③ 「通訳の基礎訓練方法」

「リピート・リテンション」（短い句、文を復唱する）＝短期記憶力と文法力の向上訓練、「シャドーイング」（同時に発音する）＝発音の矯正と滑舌の訓練、「サマライズ」（聴取した内容を要約して再現する）＝理解力と分析力向上訓練、「リプロダクション」（内容を再現する）＝記憶保持力と文章構成力の向上訓練、「パラフレーズ」（別の表現に言い換える）＝表現力の向上と字面から離れる訓練、「スラッシュ・リーディング」（分析しながら読む）、「ダイアグラム分析」（文章を図式化する）＝論理的分析力と情報整理力の向上訓練の説明を簡単に行うとともに、通訳能力の向上には、日頃から各自でこのトレーニングに取り組むことが不可欠であることを説いた。

④ 「相手の話を記憶する力とノートテイキング技術」

ノートの目的の説明とともに、以下の例を用いて、ノートの三原則（すばやく書ける＝記号や略語の活用、構造を明示している＝空間配置の利用、一時的に用いられる＝記録を目的としない）を講義した。

例： ①学年(優)

評平ー4.6

大学→指定 OK

枠＝ニーズ学部あり

⑤ 「学校通訳の場面」

全体説明の通訳（学校説明会、入学説明会、新入生オリエンテーションなど）と個別面談の通訳（三者面談、特別指導など）の2パターンあることを説明し、通訳手法として、それぞれ「ウイスパリング」、「逐語訳」を用いることを開設した。

⑥ 「全体説明の例」

話の幹をつかむことの例を上げた。実際に教員が話す会話は「みなさん、こんにちは。今日は足元の悪い中、いずみ総合高等学校においでくださりありがとうございます。本校は、2000年に横浜ひかり高校と合併してできた、新しい単位制総合学科の高校です。特色としましては、単位制の総合学科ということで、必修科目以外にも自由に選べる

科目がたくさん用意されており、自分の適性或進路に合わせて幅広い科目選択ができるようになっています。習得した科目の単位数が74単位になると卒業できます。また、10名の在県外国人特別受験枠があり、1学年につき10名ほど在県外国人の生徒たちが入ってくるので、つまり、外国籍の生徒が全体で約30名在籍しているほか、一般枠で入学してくる外国つながりの生徒たちも全校で約20名おります。つまり何らかの形で外国とつながりを持つ生徒が学校全体で約50名在籍しており、大変国際色豊かな学校となっております。（1分）」

だが、通訳する場合は

「みなさん、こんにちは。ご出席ありがとうございます。本校は単位制総合学科の新しい高校です。（単位制総合学科というのは、）必履修科目以外にも、自由に選べる科目がたくさんあります。自分の適性或進路に合わせて自分で選択でき、合計74単位を取得すると卒業できます。また、10名の在県外国人特別受験枠があります。学校全体で外国籍の生徒が30人います。一般枠で入学してくる外国つながりの生徒も20人ほどいます。全体で、外国つながりの生徒が50人います。国際的な学校です。（30秒）」

程度に短かくできること、そうしないと通訳が追い付かないことを説明した。

⑦ 「個別通訳の例（問題行動の事実確認）」

生徒の「高校生会話」の訳し方を、例を上げて解説した。

「今までも下田に命令されて、したくないのにケンカさせられたりとか、パシリとかさせられて、どっちが上とか下とかなないけど、俺とマルは下田やタカより下に見られているみたいで嫌だった。でもやらないとハブられるかもとか、ビビリだと思われたりするの嫌だった。で、丸山と相談して、下田をトイレに呼び出して、ここで土下座でワビ入れるか、タイマンはるか選べっていったら、向こうがスジ通してタイマン選ぶって言ったからこうなったんです。」

これを通訳するポイントとしては、①生徒間の関係（誰が何をしたのか？）図を活用する。あだ名はそのまま。②若者ことばをどう訳すか。「パシリ」、「タイマンはるか」、「ハブられる」、「ビビリ」など、できるだけ普通のことばに訳す。③意味の通らないことば（スジを通す（何のスジを通すのか？））はそのまま訳すことなどを解説した。

5 アンケート調査票

■□ 県立学校通訳研修 アンケートのお願い □■

[2017年6月25日RASCコミュニティ通訳支援センター]

試行的に開催しました今回の研修について、今後の研修の参考にするため、下記のアンケートにご協力をお願いいたします。

Q1 県立の高校や特別支援学校における通訳は、年間に何回くらいありますか？

- なし 年2～5回くらい 年5回～10回くらい
 年10回～20回くらい 年20回以上

